

広告主を募集します！

～お店や企業、商品をPRしませんか～

町では「広報よりい」や「町公式ホームページ」などに有料広告を掲載・掲示しています。この取り組みは、自主財源の確保と地域産業の振興を図るため実施しているものです。

なお、掲載などができない広告、業種があります。掲載基準や掲載期間等、詳細については町公式ホームページ (<http://www.town.yorii.saitama.jp/>) で確認するか、直接担当課へお問い合わせください。

また、各広告媒体の掲載・掲示申込書は、担当課窓口にて用意してあるほか、町公式ホームページからダウンロードできます。

募集期間／12月15日(月)～平成27年1月16日(金)

申込方法／有料広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、
広告原稿を添えて、直接お申し込みください。

※広告媒体によって提出書類が異なりますので、各課へ問い合わせるか、町公式ホームページでご確認ください。

広報よりい

町では「広報よりい」を毎月1日に発行し、町内の各世帯にお届けしています。

また、男衾・用土両連絡所でも配布しており、地域に密着した広告媒体となっていますので、高い広告の効果が期待できます。

同一の広告募集枠に複数の申し込みがあった場合は抽選になります。また、1号の広告の掲載枠数は、1事業所につき1枠としますが、掲載希望者が広告枠数に満たないときは、複数枠に掲載することができます。

掲載位置	表紙・裏表紙以外のページで、位置は町が決定します。
規格	1枠 縦48mm×横89mm 2色刷り(色指定不可)
募集枠	4月号～9月号の1号につき4枠
掲載料	10,000円／1号の1枠
月間発行部数	13,000部

問い合わせ・申し込み／企画課(☎581・2121内線362)へ。

町公式ホームページ (バナー広告)

町公式ホームページのトップページに掲載するバナー広告の広告主を募集します。

今年度の2月にリニューアルを行い、アクセス数は徐々に増加しています。世界から閲覧可能なホームページで、お店や企業を世界に向けてPRしてみませんか。

掲載位置に空きがある場合は随時申し込みを受け付けます。

掲載位置	トップページ (位置は町が決定します)
規格	縦60ピクセル×横120ピクセル、 4キロバイト以内、GIF形式
募集枠	5枠
掲載期間	1カ月単位
掲載料	10,000円／ひと月の1枠
月間アクセス数	約14,600件

問い合わせ・申し込み／企画課(☎581・2121内線362)へ。

水道使用水量のお知らせ (検針票)

水道メーターの検針時にお配りしている検針票の裏面に有料広告を掲載します。

検針票は2カ月に1回、年間6回各家庭に配られますので、高い広告の効果が期待できます。

掲載位置	裏面を上下に2分割し、 配置は町が決定します。
規格	1枠 縦80mm×横70mm 単色(青色)
募集枠	2枠(申し込みが1社の場合は 2枠とも掲載可)
掲載期間	1年間
掲載料	80,000円／1枠
年間配布枚数	約85,000枚

問い合わせ・申し込み／上下水道課(☎581・2121内線261・262)へ。

寄居駅 跨線歩道橋内

寄居駅と連絡する跨線歩道橋の壁面などに広告掲示場を設け、お店や企業、商品のPR活動をお考えの広告主を募集しています。寄居駅は鉄道3線が乗り入れており、高い広告の効果が期待できます(乗客約3,800人/日)。

問い合わせ・申し込み／都市計画課(☎581・2121内線241・242)へ。

種類	規格	募集枠	使用料(月額)	備考
掲示板	縦1080mm×横740mm以内(Aタイプ)	6枠	5,000円/1枠	B1サイズ
	縦1080mm×横740mm以内(Bタイプ)	4枠		B1サイズ 連続2枠使用可
	縦580mm×横950mm以内(Cタイプ)	6枠		A1サイズ 連続3枠使用可
	縦830mm×横950mm以内(Dタイプ)	3枠		B1サイズ 連続3枠使用可
展示ケース	縦830mm×横650mm以内(Eタイプ)	2枠	5,000円/1枠	A1サイズ
	幅350mm×奥行380mm×高さ300mm以内(Fタイプ)	6枠		連続2枠使用可

野外焼却はやめましょう！

廃棄物の野外焼却は一部の例外を除いて『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。違法に野外焼却を行うと罰則の対象になります。また、ビニールなどを野外焼却することによってダイオキシンの発生してしまいます。

家庭のごみは分別し、決められた収集日に集積所へ出しましょう。事業所から出たごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)は、町では収集を行いませんので、町や県の許可を受けた収集運搬業者へ依頼し、適正な処理を行ってください。

家庭での野外焼却禁止

家庭での焼却も規制対象となり、基準に合った焼却炉以外は使用できません。庭先などで家庭から出たごみを基準に合わない焼却炉やドラム缶、ブ



で焼却することはできません。また、小型焼却炉の多くは燃焼温度が低いため、ダイオキシンの発生させてしまいます。家の庭先などでごみの焼却をしている人は、常にダイオキシンを発生させて周辺の人や健康に害を与えています。直ちに焼却をやめ、適正にごみの処理を行ってください。

ごみの量を減らしましょう

「ご飯を残さず食べる」「買い物はできるだけだけごみの出ない物を選ぶ」「使い捨てや過剰包装を控える」「長く大切に物を使う」「レジ袋は使わない」「再生品を使用する」など、ごみとなるものを発生させないように心がけましょう。ごみは分別を徹底することでリサイクルされ資源となります。私たち一人ひとりが毎日の生活を見直していくことが大切です。

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線224)へ。

焼却禁止の例外	具体例
1. 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却	法令で定める廃棄物の処理基準を遵守して行う廃棄物の焼却(法令の基準に合った廃棄物焼却炉を用いて行う焼却)
2. 他の法令、またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却	『家畜伝染予防法』に基づく焼却や『森林病虫害防除法』による駆除命令に基づく焼却
3. 公益上、もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの	政令で定めるもの ① 国、または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 (例: 河川敷の草焼き、道路側の草焼き等) ② 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却 (例: 災害時の応急対策、火災予防訓練) ③ 風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (例: 正月のしめ縄や門松等をたく行事、塔婆の供養焼却) ④ 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (例: 焼き畑、もみ殻、稲わら、下枝等の焼却) ⑤ たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例: たき火、落ち葉たき、キャンプファイヤー)
注意	・上記の方法により焼却を行った場合でも、近所に迷惑がかかるなど、周辺的生活環境への影響が認められる場合は、行政処分や行政指導の対象となります。 ・野外等で不法な廃棄物の焼却をした者は、罰則の対象となります。